

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に関するQ&A

No.	事項	質問内容	回答
1	申込書の配布について	申込書の配布先や配布方法はどのようになるか。	静岡県社会福祉協議会で配布する。静岡県社会福祉協議会のホームページからダウンロードが可能。
2	契約について	親権者からの同意が必要か。	親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面(申請書)によりその同意を得ることとする。 また、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書により、法定代理人の同意の代わりとする。
3	対象者について	貸付けの対象となる進学者とは。	学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等に在学する者。
4		広域入所で他県の施設に入所等していた場合は、措置元の自治体の事業者に申請をするのか、入所していた施設がある自治体の事業者に申請をするのか。	入所していた施設がある自治体の事業者に申請を行う。
5		入学当初は親の援助があったが、途中で援助が途絶えてしまった場合は貸付けの対象となるか。	対象となる。
6		大学の寮に入寮中であり、措置延長されている場合は、貸付けの対象となるか。	措置延長され、措置費の対象となっている場合には、対象とならない。
7		大学に進学して、進学者向けの貸付けを受けていたが、大学を中途退学して就職した場合は、そのまま貸付けの対象となるか。	対象とならない。

No.	事項	質問内容	回答
8	対象者について	進学者として大学在学中に貸付けを受け、卒業後に改めて就職者として貸付けを受けることは可能か。	大学卒業後に就職者として貸付けを受けることはできない。
9		大学卒業後、大学院に入学した場合は、正規修学年数の期間は新たな貸付けの対象となるか。	大学院に入学した場合は、貸付けの対象とならない。
10		施設退所後に就職したが、離職して大学等に進学した場合、貸付けの対象となるか。	対象とならない。
11		施設退所後に一定期間経過した後、進学又は就職した場合は貸付けの対象となるか。	進学や就職を機に退所した者でなければ、対象とならない。
12		進学又は就職により措置解除された後、私的契約によって施設内で生活している場合であっても、生活支援費の貸付けの対象となるのか。	対象となる。
13		高専に2年間在籍し、大学へ3年生から編入した場合、高専在籍の2年間及び大学3年～4年の2年間、合計で4年間で貸付けの対象となるか。	高専在籍中及び大学在学中の4年間で対象となる。
14		大学等を留年した場合はどうなるのか。	学業不振等の自己都合により留年になった場合は、正規の修学期間の経過後に貸付けを停止する。 この場合、貸付けを受けた資金は返還の対象となるが、引き続き大学等に在学しているときは返還猶予の申請ができる。 なお、災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により留年した場合は貸付期間に含める。

No.	事項	質問内容	回答
15	対象者について	大学等を休学、停学した場合、その期間の貸付けは受けられるのか。	貸付けは受けられない。すでに貸付けを受けている場合は、復学した後に受ける貸付けとみなす。 なお、疾病等やむを得ない事由により休学した場合は貸付けを受けられる。
16		大学等を退学した場合はどうなるのか。	貸付けは停止となり、貸付けを受けた資金は返還することになる。
17		施設措置解除後又は里親委託解除後に保護者引き取り(保護者と同居)になった者は貸付けの対象となるか。	保護者等から必要な経済的な支援が見込まれない状態であることを、本人からの申出や聞き取り又は本人宅への訪問、及び施設長又は児童相談所長の意見書等により確認することができる場合は、生活支援費の貸付けを行うことができる。 なお、家賃支援費は貸付対象とならない。
18		資格取得貸付について、どのような資格が貸付けの対象となるか。	就職に必要な資格が対象である。原則として厚生労働大臣指定教育訓練講座として指定された資格及び検定を対象とする。 (資格例) 自動車運転免許証、簿記検定、実用外国語技能検定 ほか
19	対象経費について	社宅等が準備されている会社等に就職する場合、社宅(自前の社宅、借り上げアパート等)であったとしても、少額でも賃料がかかれば家賃支援費の対象と考えてよいか。また、会社から住宅手当が支出されている場合の取扱いはどうなるか。	家賃として賃料が発生していれば、その分について対象となる。 また、会社から住宅手当が支出されている場合は、家賃から住宅手当額を差し引いた額について、貸付けの対象となる。
20		まかない付き(食事付き)の寮のような形態の場合、食費等(食費、光熱水費、共益費...)も含めて「家賃」と考えてよいか。	食費等は除くこととし、家賃のみを対象とする。

No.	事項	質問内容	回答
21	返還について	返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、5年間の起算点は、貸付けを開始した月からなのか。 (例えば、平成27年4月に就職しており、貸付開始は就職して2年目の平成28年11月からの場合、起算点は平成27年4月と平成28年11月のどちらになるのか。)	就職した月を起算点とする。 具体例については、平成27年4月を起算点とする。
22		返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるか。	就業の考え方については、以下のとおりとする。 ①勤務先1か所の1週間の所定労働時間が20時間以上 ②1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない
23		返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、どのような考え方か。	5年間の就業継続についての考え方は以下のとおりとする。 ①一旦離職したが、再就職のために就職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。 ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。)

No.	事項	質問内容	回答
24	返還について	求職活動を行っている場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。	<p>就労支援機関等に求職登録をしたうえで、以下のいずれかに該当する場合をいう。(④の場合は登録は不要とする。)</p> <p>①月1回以上求人への応募を行った場合</p> <p>②次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合 ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関(民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいう。)が行う職業相談、職業紹介等 ・公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等 ※このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。</p> <p>③公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合</p> <p>④障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス(就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業)等を利用している場合 なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。</p>
25		当然免除となる返還免除期間前に離職した場合、一部免除となる要件は。	生活支援費又は家賃支援費の場合は、貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき。資格取得支援費の場合は、1年以上就業を継続したとき。
26		在学中に心身の故障により将来にわたり貸付金の返還ができなくなった場合はどうなるのか。	原則として返還の対象となるが、返還債務の免除を申請することができる。このとき、医師による診断書等の関係書類が必要となる。

No.	事項	質問内容	回答
27	返還について	就業期間中に心身の故障により業務の継続ができなくなった場合はどうなるのか。	業務に起因する心身の故障のために就業の継続ができなくなった場合は、返還免除の申請により返還は免除される。 また、業務外の事由による心身の故障のために就業の継続ができなくなった場合は、原則として返還の対象となるが、返還債務の免除を申請することができる。 なお、返還免除を申請するときは、医師による診断書等の関係書類が必要となる。
28		資格取得貸付については、取得した資格と関連する就職先に限定されるのか。	結果として取得した資格と関係ない企業等に就職しても差し支えない。
29		貸付金に対して利子は付くのか。	無利子である。ただし、定められた返還期間内に返還がなかった場合は、返還すべき貸付金額に対して年利5パーセントの延滞利子が加算される。
30	措置費や他の貸付等との併用について	措置費の支弁(就職支援費、大学進学等自立支援生活支度費等)と併用は可能か。	措置費の支弁と貸付けを併用して差し支えない。 なお、生活支援費及び家賃支援費について、対象経費を同じくする他の国庫補助事業(生活保護等)との併用は不可とする。資格取得支援費については、措置費の特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。
31		各種奨学金(日本学生支援機構等)との併用は可能か。	民間団体の実施する各種奨学金と合わせて貸付けを受けても差し支えない。